

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第29号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例の一部を改正する条例

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例（平成24年つくば市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例（平成24年つくば市条例第33号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、次の各号に掲げる規定により現に固定資産税又は都市計画税の課税の免除又は不均一の課税（以下「課税免除等」という。）を受けている者で、当該各号に定める規定により失効日以後に当該課税免除等に係る残存期間を有するものについては、当該各号に掲げる規定は、なおその効力を有する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、次の各号に掲げる規定により現に固定資産税又は都市計画税の課税の免除又は不均一の課税（以下「課税免除等」という。）を受けている者で、当該各号に定める規定により失効日以後に当該課税免除等に係る残存期間を有するものについては、当該各号に掲げる規定は、なおその効力を有する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>